

滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課 YouTube チャンネル利用要領

(目的)

第1条 この要領は、滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課（以下「女性活躍推進課」という。）が、男女共同参画および女性活躍推進にかかる情報について動画共有サービス YouTube を利用して広く発信するために、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) YouTube Google.LLC がインターネットにおいて提供する動画共有サービスをいう。
- (2) アカウント YouTube 上において動画を管理するために取得した権利およびユーザー名をいう。
- (3) 公式アカウント 女性活躍推進課が管理するアカウントをいう。
- (4) 公式チャンネル 公式アカウントで管理され、女性活躍推進課の動画が掲載されているチャンネルをいう。

(運用管理者)

第3条 公式アカウント、公式チャンネルの運用管理は、原則として女性活躍推進課長（以下「運用管理者」という。）が行う。

2 運用管理者は、公式アカウント、公式チャンネルの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) Youtube 上への情報の掲載および削除等の承認、指示
- (2) ユーザー情報やパスワード等の管理
- (3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応
- (4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

(投稿者)

第4条 公式チャンネルへの投稿は、運用管理者が指定した職員が行う。ただし、運用管理者が公式アカウントへの投稿を、期間を定めて委託する場合は、当該公式アカウントの投稿を受託した者が行うことができる。

(掲載内容)

第5条 公式チャンネルでは次に掲げる情報を提供する。

(1) 女性活躍推進課の事業で作成した動画等、男女共同参画や女性活躍推進の普及啓発に資する情報

(2) その他運用管理者が適当と認めるもの

2 女性活躍推進課が別途定める「ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

(アカウント運用者の明示)

第6条 成りすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのユーザー名等を滋賀県公式ホームページ上に明示する。また、公式アカウントの自己紹介欄には、「ソーシャルメディア利用ガイドライン」が閲覧できるアドレスを表記する。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項は、女性活躍推進課が別に定める。

付則

本要領は令和2年10月9日から施行する。